

「平成24年4月1日における号俸の調整」の概要

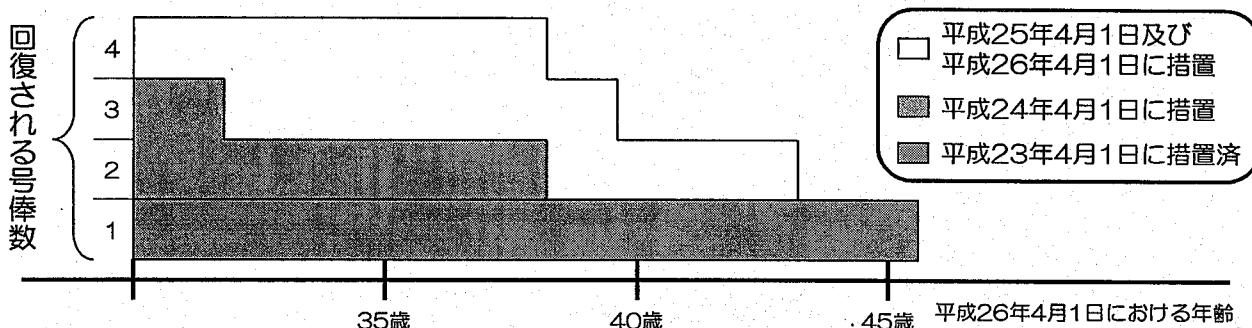
昇給号俸の回復

若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中（平成18年度～平成21年度の4年間）に抑制されてきた昇給号俸を回復

- | | | |
|------------------------|---------------|---------|
| ・平成23年4月1日：平成23年4月1日時点 | 43歳未満の職員 | 最大1号俸回復 |
| ・平成24年4月1日：平成24年4月1日時点 | 30歳未満の職員 | 最大2号俸回復 |
| ・平成25年4月1日：平成25年4月1日時点 | 30歳以上36歳未満の職員 | 最大1号俸回復 |
| ・平成26年4月1日：平成26年4月1日時点 | 一定の年齢(※)未満の職員 | 最大2号俸回復 |
| | 一定の年齢(※)未満の職員 | 最大2号俸回復 |

(※)経過措置額の状況等を考慮して人事院規則で規定

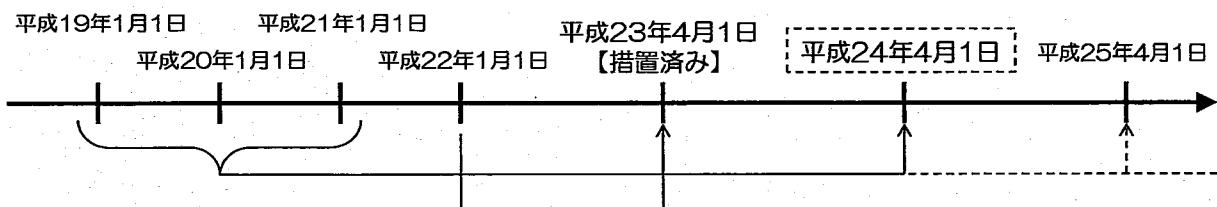
【平成26年4月1日現在における回復の状況（イメージ）】



昇給号俸の回復の考え方

給与構造改革期間中（平成18年度～平成21年度の4年間）に抑制されてきた昇給号俸を、平成23年4月1日～平成26年4月1日で回復

- ・平成23年4月1日に、平成21年度の昇給における抑制分を回復（平成23年4月1日時点で43歳未満の職員）【措置済み】
- ・平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日で、平成19年度～平成21年度の昇給抑制分を可能な限り回復
- ・平成24年4月1日においては、平成19年度～平成21年度の昇給における抑制分のうち、平成24年4月1日時点で36歳未満の職員に最大1号俸、30歳未満の職員に最大2号俸回復



3

平成24年4月1日における回復(号俸の調整)

1号俸上位に調整する職員

- ① 平成24年4月1日(調整日)において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員。
- ② 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみに該当する職員。
- ③ 調整日において30歳に満たない職員で最高号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員。

2号俸上位に調整する職員

調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員(③の職員を除く。)。

注1) 「調整日において30歳以上36歳未満の職員」とは、昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた職員をいい、「調整日において30歳に満たない職員」とは、昭和57年4月2日以後に生まれた職員をいう。

注2) 調整日において、専門スタッフ職2級以上職員、最高号俸を受ける職員、指定職職員、任期付研究員及び特定任期付職員は調整の対象外。

4

平成19～21年昇給等抑制職員〔昇給〕

① [平成19、20、21年] 1月1日の昇給において、抑制された職員

- 原則、昇給区分D以上で昇給した職員。
- 昇給号俸数を期間割りされた職員は、抑制がなかったものとして期間割りした号俸が1号俸高くなる職員のみ対象。 (※) 平成19年の昇給は、全職員期間割りされていることに注意

◆ 平成19年1月1日の昇給号俸数(抑制)と、抑制がなかったものとした場合の昇給号俸数(非抑制)

職員の別	昇給区分等	昇給号俸数	採用月(平成18年 月)									
			2月 (11/12)	3月 (10/12)	4月 (9/12)	5月 (8/12)	6月 (7/12)	7月 (6/12)	8月 (5/12)	9月 (4/12)	10月 (3/12)	
特定職員	A	10(非抑制)			7	6	5	5	4	3	2	
		9(抑制)			6	5	4	3	2	1	2	
	B	9(非抑制)			6	5	4	3	2	1	2	
		8(抑制)			6	5	4	3	2	1	2	
	C	8(非抑制)			6	5	4	3	2	1	2	
		7(抑制)			5	4	3	2	1	1	1	
	D	6(非抑制)			4	3	2	1	2	1	1	
一般職員	特に良好	5(抑制)			3	2	1	2	1	0	1	
		3(非抑制)			2	2	1	1	0	0	0	
		2(抑制)			1	1	1	0	0	0	0	
		2(非抑制)			1	1	1	0	0	0	0	
	良好	1(抑制)			0	0	0	0	0	0	0	
		1(非抑制)			0	0	0	0	0	0	0	
		0(抑制)			0	0	0	0	0	0	0	
	良好でない	3(非抑制)			2	2	1	1	1	1	0	
		2(抑制)			1	1	1	0	0	0	0	
		2(非抑制)			1	1	1	0	0	0	0	
	1(抑制)				0	0	0	0	0	0	0	
	0(抑制)				0	0	0	0	0	0	0	

○ 「特定職員」は、行(一)7級相当級以上の職員、「一般職員」は、それ以外の職員である。

○ 左表中、黄色網掛け部分に該当する職員は、抑制を受けていない職員と取り扱われることになり、対象外。

○ 例えば、平成18年5月に採用され、平成19年1月1日の昇給において、勤務成績が良好であったため2号俸(3号俸×8/12)昇給した一般職員は、抑制がなかったものとした場合であっても同じ号俸数しか昇給しない(4号俸×8/12=2.6→2号俸(端数切捨))ため、抑制がなかったものとした場合でも、同じ昇給号俸数になる。

○ 平成18年4月1日に、俸給の切替えを行ったため、同日前に採用されていた職員は全員、4月採用者と同様に期間割りされる。

5

平成19～21年昇給等抑制職員〔昇給〕

【参考】平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給号俸数の状況

◆ 平成20、21年1月1日の昇給号俸数(抑制)と、抑制がなかったものとした場合の昇給号俸数(非抑制)

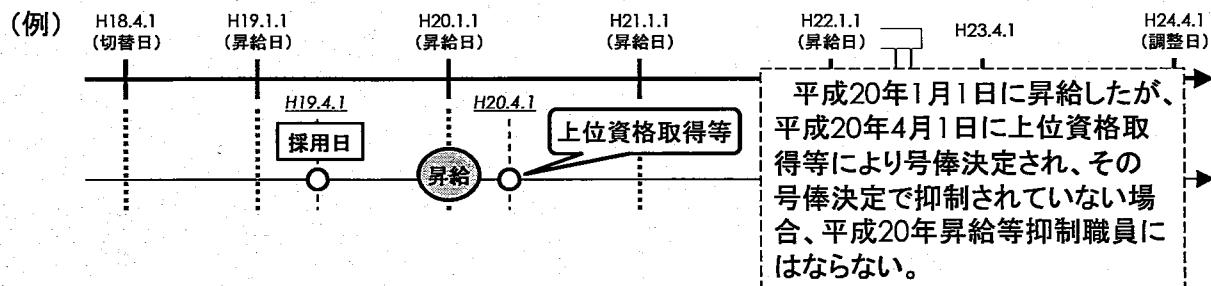
昇給区分	昇給号俸数	採用月(平成19年 月 or 平成20年 月)									
		2月 (11/12)	3月 (10/12)	4月 (9/12)	5月 (8/12)	6月 (7/12)	7月 (6/12)	8月 (5/12)	9月 (4/12)	10月 (3/12)	
A	12(非抑制)	11	10	9	8	7	6	5	4	3	
	11(抑制)	10	9	8	7	6	5	4	3	2	
	11(非抑制)	10	9	8	7	6	5	4	3	2	
	10(抑制)	9	8	7	6	5	4	3	2	2	
	10(非抑制)	9	8	7	6	5	4	3	2	2	
	9(抑制)	8	7	6	5	4	3	2	1	2	
	9(非抑制)	8	7	6	5	4	3	2	1	2	
B	8(非抑制)	7	6	5	4	3	2	1	1	1	
	7(抑制)	6	5	4	3	2	1	0	0	1	
C	6(非抑制)	5	5	4	4	3	2	1	1	1	
	5(抑制)	4	4	3	2	2	2	1	1	1	
(行)7級以上等	4(非抑制)	3	3	2	2	1	1	1	1	1	
	3(抑制)	2	2	2	2	1	1	1	0	0	
D	3(非抑制)	2	2	2	2	1	1	1	1	0	
	1(抑制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

6

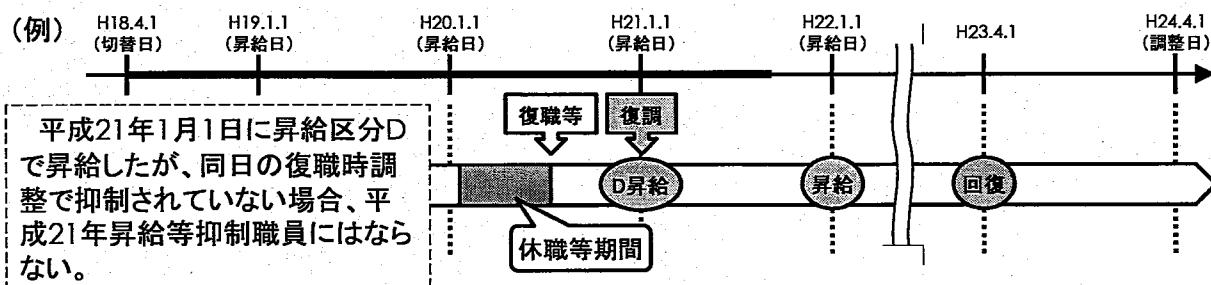
平成19～21年昇給等抑制職員〔昇給〕

昇給した職員で、平成19～21年昇給等抑制職員としない場合

- 昇給後に、上位資格取得等、俸給表異動等又は個別承認で号俸を決定された職員で、その号俸決定過程において、抑制されていない職員。



- 復職時調整の結果、抑制されていない職員。

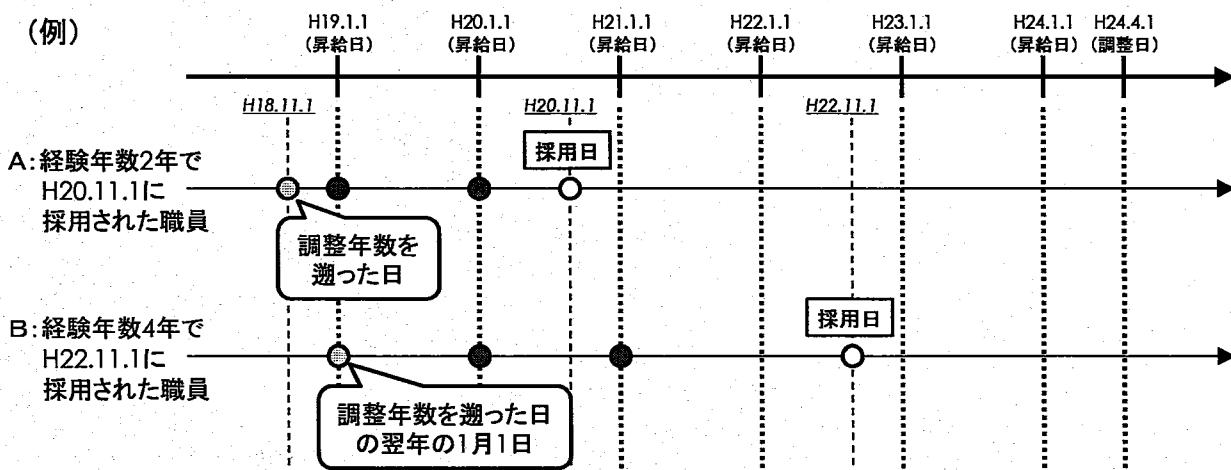


7

平成19～21年昇給等抑制職員〔新採用〕

② [平成19、20、21年] 1月1日以後に採用された職員で、その初任給決定において抑制された職員

- 初任給決定において、(ア)規則9-8-57附則第5項により号俸を調整された職員及び(イ)規則9-8第12条第1項第2号(経験者採用試験)並びに改正前の規則1-24第5条(民間人材活用)、規則21-0第23条(交流採用)及び規則23-0第10条(任期付職員)により号俸を決定された職員のうち、①又は(ア)と均衡を考慮して号俸を決定された職員。

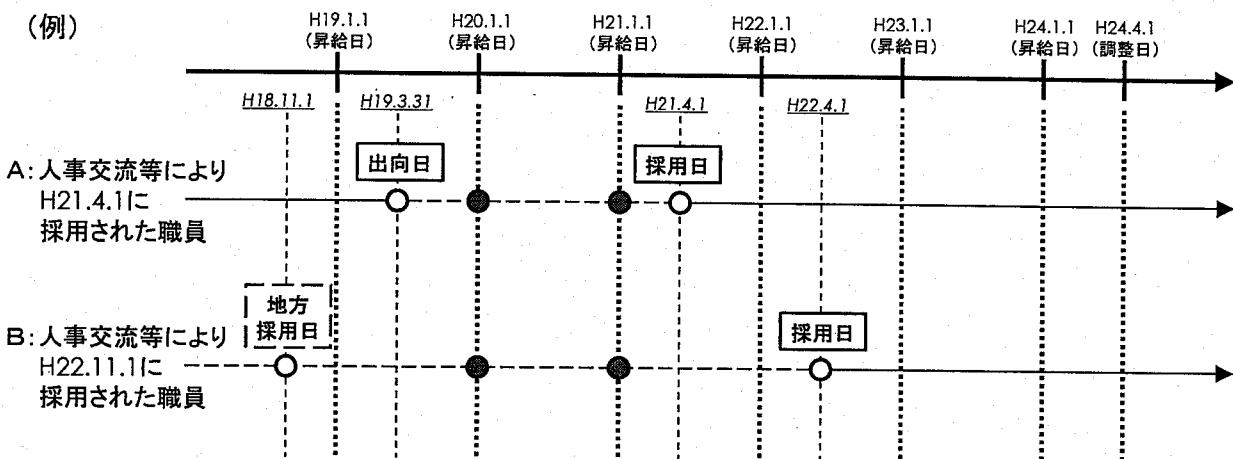


職員Aは、②により平成19年 & 平成20年昇給等抑制職員となり、職員Bは、②により平成20年 & 平成21年昇給等抑制職員となる。

8

平成19～21年昇給等抑制職員〔人事交流等採用〕

- ③ [平成19、20、21年] 1月1日から調整日の前日までの間に、人事交流等により引き続いて職員となった者の中、仮定計算上の[平成19、20、21年] 1月1日において抑制された職員



職員A、Bともに、③により平成20年&平成21年昇給等抑制職員となる。
なお、職員Aは、①により平成19年昇給等抑制職員となる。

- 人事交流等による採用後に俸給表異動等をした職員は、俸給表異動等の仮定計算上の[平成19、20、21年] 1月1日において抑制された職員。

平成19～21年昇給等抑制職員〔上位資格等＆俸異等〕

- ④ [平成19、20、21年] 1月1日から調整日の前日までの間に、上位資格取得等により号俸を決定された職員のうち、その初任給決定において抑制された職員

- 「上位資格取得等により号俸を決定された職員」とは、規則9—8第23条第3項(昇格)、第26条第2項(初任給基準異動)(第28条(俸給表異動)において準用する場合を含む。)又は第43条(上位資格取得等)の規定により号俸を決定された職員をいう。
○ 「初任給決定において抑制」とは、②(ア)職員と同じ。

- ⑤ [平成19、20、21年] 1月1日から調整日の前日までの間に、俸給表異動等をした職員であって、仮定計算上①、②又は④の職員に該当するもの

- 「俸給表異動等」とは、俸給表の適用を異にする異動又は俸給表の適用を異にしない初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいい、俸給表異動等が2以上あるときは、最後にした俸給表異動等で抑制したかを確認。
○ 人事交流等による採用後に俸給表異動等をした職員は、③で抑制したかを確認。

平成19～21年昇給等抑制職員〔個別承認＆複数事由〕

- ⑥ [平成19、20、21年] 1月1日から調整日の前日までの間において、人事院又は事務総長の承認を得てその号俸を決定された職員のうち、その号俸の決定の計算過程において抑制された職員

【複数の事由に該当する場合の考え方】

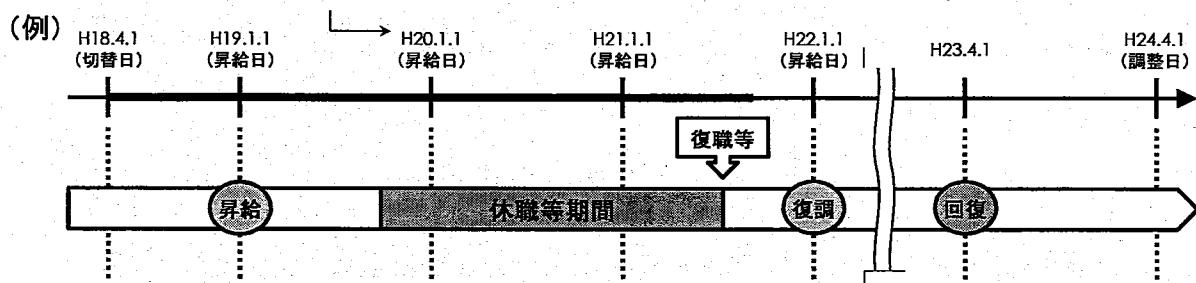
- 上位資格取得等を取得した場合は、上位資格取得等の日に受ける号俸に決定することから、上位資格取得等の際の号俸決定で確認。
- 債給表異動等をした場合は、異動後の職務に従事していたものとして再計算し、異動の日に受ける号俸に決定することから、当該再計算課程で確認。
- 人事院の承認を受けて号俸を決定した場合は、当該承認された号俸に決定することから、その際の計算過程で確認。

11

平成19～21年昇給等抑制職員〔復調〕

- ⑦ 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等の期間がある職員であって、復職時調整において、[平成19、20、21年] 1月1日の昇給の抑制効果を受けた職員

- 「復職時調整において～抑制効果を受けた職員」とは、復職時調整ができた日のうち、調整日に最も近い日(判定日)における号俸の号数を、平成18年4月1日から平成21年9月30日までの期間に係る調整数について標準号俸数の号数等に1を加えて得た数であったものとして復職時調整を行った場合に得られる号俸の号数から、減じて得た数が1以上となる職員をいう。
- 平成23年4月1において号俸を調整した職員にあっては、「減じて得た数」から1減じた数が1以上となる職員。

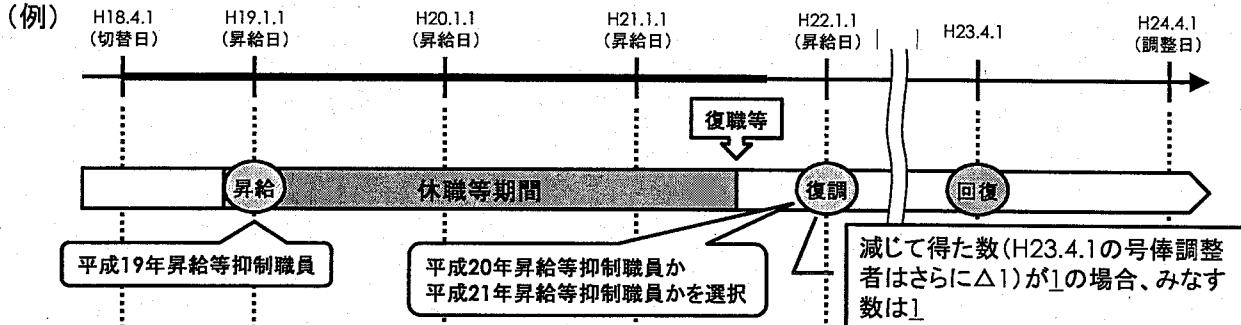


12

平成19～21年昇給等抑制職員〔復調〕

平成19～21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす方法

- 昇給等抑制職員に該当するものとみなす数は、復職時調整による抑制されていた数(標準号俸数等の号数に1を加えて得た数であつてものとして復職時調整を行った場合に得られる号俸の号数から、判定日の号俸の号数を減じた数)。
- 休職等期間が属する算定期間に係る昇給等抑制職員のうち、①～⑥で該当した昇給等抑制職員以外の昇給等抑制職員のうち平成19年昇給等抑制職員から順に選択。



平成22年1月1日の号俸の号数を、標準号俸数等に1を加えた場合の号俸の号数から減じて得た数に、1減じた数が1であった場合、昇給等抑制職員に該当するものとみなす数は、1。

この休職等期間が属する算定期間に係る昇給等抑制職員は、平成19年昇給等抑制期間、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員の3つであるが、平成19年昇給等抑制職員は、①で該当しているため、これを除いた2つのうち平成20年昇給等抑制職員を選択。

13

平成19～21年昇給等抑制職員〔復調〕

【規則9—132第2条における取扱い】

- 復職時調整抑制数(※)から、平成19～21年昇給等抑制職員に該当した数を減じた数(平成23年4月1日に号俸調整された職員にあっては、当該数から1を減じた数)を昇給等抑制職員に該当するものとみなす。
(※)「復職時調整抑制数」とは、平成18年4月1日から平成21年9月30日までの各算定期間に係る調整数について標準号俸数の号数等に1加えて得た数であつてものとして復職時調整を行った場合に得られる号俸の号数から、判定日における号俸の号数を減じた数をいう。
- 平成19～21年昇給等抑制職員のいずれに該当するものとみなすかについては、休職等期間が属する算定期間に係る昇給等抑制職員のうち、第1条の規定により該当することとされた昇給等抑制職員以外の職員から、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員、平成21年昇給等抑制職員の順序に従って、選択する。

(例) 平成18年12月から平成21年7月まで休職等期間であった職員で、平成19年1月に昇給し、平成23年4月1日に号俸を調整された職員。

→ 復職時調整抑制数が2であった場合、平成23年4月1日に号俸を調整されているため、第2条においては、1だけ昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

休職等期間が属する算定期間に係る昇給等抑制職員は、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員であるが、平成19年1月に昇給し、第1条により平成19年昇給等抑制職員に該当しているので、残りの昇給等抑制職員のうち順序に従って、平成20年昇給等抑制職員とみなす。

14